

株式会社総合システムリサーチ 一般事業主行動計画

1. 基本方針

全ての従業員が能力を最大限に発揮できる職場環境を整備するとともに、仕事と家庭生活の調和を図り、積極的な次世代育成支援で地域に貢献するため、次のような行動計画を策定する。

2. 計画期間

2021年3月1日～2026年2月28日までの5年間

3. 内容

目標1：女性の積極登用のための措置

<実施時期>

2021年3月～

<目標>

採用者に占める女性の割合を40%にする。

リーダー職、管理職、役員に占める女性の割合を10%にする。

<取り組み>

女性を積極的に採用し、あらゆる部署・階層で女性が活躍できるよう職場環境を整え、グループウェア等で周知を行う。

目標2：所定時間外労働の削減のための措置

<実施時期>

2021年3月～

<目標>

従業員全体の所定時間外労働を月平均20時間以内とする。

<取り組み>

- ・毎週水曜日とクリスマスイブは「ノー残業デー」とし、業務の効率化と速やかな帰宅を奨励。管理職は率先して終業時刻に帰宅し、部下の帰宅を促す。
- ・所定時間外労働は事前に申請／許可制とする「残業申請ルール」に基づき、業務の適切な配分と無理・無駄・ムラがないかを常に確認する。また、過重労働による身体／メンタルへの健康障害を防止する。

目標3：職業生活と家庭生活の両立のための措置

<実施時期>

2021年3月～

<目標>

男性の平均勤続年数に対する女性の平均勤続年数の割合を75%以上にする。

<取り組み>

- ・小学校入学前の子を養育する従業員から申し出があった場合、所定時間外労働の免除、また中学校入学前の子を養育する従業員から申し出があった場合、勤務時間の短縮ができるという法定以上の両立支援制度について周知徹底を行い、制度利用の一層の促進を図る。
- ・管理職のリフレッシュと不在時の業務権限の適切な委譲を啓蒙するために、連続5日間の年次有給休暇取得を奨励とする「管理者リフレッシュ休暇ルール」の周知徹底と、意識の啓蒙を図る。
- ・既婚者に対して結婚記念日または入籍記念日に年次有給休暇の取得を奨励する「家族サービス促進ルール」の周知徹底と、年次有給休暇の取得励行。
- ・産休／育休で一定期間仕事を離れる本人とその上司が、職場復帰支援に関する面談を月1回実施し、より一層の信頼関係を築くことで、職場復帰後の活躍を促進する。

メンタルへの健康障害を防止する。

目標4：若年者に対する就業体験機会の提供

<実施時期>

2021年3月～

<目標>

本社、刈谷技術センターで受け入れ合計毎年30名以上。

<取り組み>

地域における中学生・高校生・専門学校生・大学生・既卒者・若年者フリーター等の職場訪問、インターンシップを積極的に受け入れる。

以上